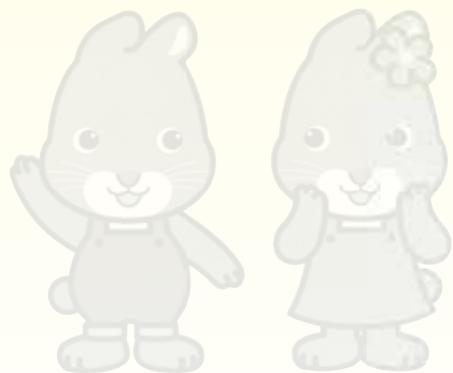


あましん レポート2023

Amashin Disclosure 2023



アマミノクロウサギ



経営理念

あましんは、昭和9年11月創業いらい「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念として、地域のみなさまに愛され信頼される、面倒見のよい信用金庫をめざします。

基本方針

1. 企業倫理の徹底につとめ、コンプライアンス（法令等遵守）重視の経営を図ります。
2. つねにお客様の満足を第一として、誠実・迅速に要望に応えます。
3. 自己資本の充実につとめ、リスク管理・収益力の向上と経営の健全化・適正化を図ります。
4. 地域貢献活動を通じて、活気と安らぎにみちた心豊かな地域社会をめざします。
5. 協調と気概をもった人材を育成し、活力ある職場づくりにつとめ、職員の生活安定向上を図ります。



あましんの概要 [令和5年3月31日現在]

創立	昭和9年11月6日
本店所在地	鹿児島県奄美市名瀬幸町4番18号
店舗数	15店舗
役職員数	94名
会員数	15,326名
出資金	5億84百万円
預積金	893億50百万円
貸出金	496億14百万円
営業区域	奄美市・龍郷町・瀬戸内町 喜界町・徳之島町・伊仙町・天城町 和泊町・知名町・与論町・大和村 宇検村 以上奄美群島一円（1市9町2村） および鹿児島市

目次

ごあいさつ	1
事業の組織	2
総代会	3
あましんのあゆみ	4
経営方針	5
リスク管理態勢	6
コンプライアンスの態勢	7
個人情報保護宣言・お客さま本位の業務運営に関する取組方針・保険募集指針・反社会的勢力に対する基本方針・利益相反管理方針の概要	8
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）	9
信金中央金庫のご案内	10
主要な業務内容	12
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	13
地域貢献の状況	15
預金商品のご案内	17
貸出商品のご案内	18
資料編	19



梅雨も明け、今年も南国特有の暑く強い陽射しの季節となりましたが、会員の皆さんにはご健勝のことと拝察いたしますとともに、平素のご愛顧とご支援に対しまして心より厚くお礼申し上げます。

ここに「あましん」の業績推移など経営内容をお知らせする、令和4年度（第79期）「あましんレポート2023」を作成いたしました。ご高覧頂き、当金庫に対するご理解をいただければ幸甚に存じます。

さて、我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している状況です。

奄美群島のサトウキビの総搬入量は、前期比1万1,386トン(2.9%)減の37万4,784トンとなりました。また、畜産業においては令和5年1月の平均価格は57万2,412円と前回より5万4,043円と大幅に増加しましたが、今後枝肉の需要期が明けて枝肉価格が下がる見込みで、資材高騰等の影響も懸念されています。入込客数は令和元年に89万人のピークを迎ましたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により51万人まで減少、令和4年度においては、「今こそ鹿児島の旅」等の需要喚起もあり、68万人まで回復しております。

このような経営環境下において、3月末の預金積金残高は893億円、貸出金は496億円となりました。収益につきましては、一般の売上高にあたる経常収益は14億46百万円、経常費用は13億16百万円、経常利益は1億30百万円、当期純利益は97百万円となりました。

また、金融機関の安全性を示す自己資本比率は、15.19%と国内基準の4%を大きく上回り、高い水準を維持することができました。これもひとえに会員ならびに地域のお客様のご愛顧とご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。この高い自己資本を支えに、資金量36兆円を有する信用金庫の中央機関である信金中央金庫や全国254信用金庫のネットワークを活用し、地域に必要とされる資金需要や経営課題に、積極的に対応する所存でございます。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日より5類感染症となり、また令和5年は鹿児島県において全国高校総合文化祭やかごしま国体の開催が予定されており、入込客数の増加を期待しているところでございます。

私共「あましん」も、地域社会全体の成長と幸せづくりに向け、金融という枠組みを超えて、広くお客様の課題解決を積極的に行っていきます。

今後とも、変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

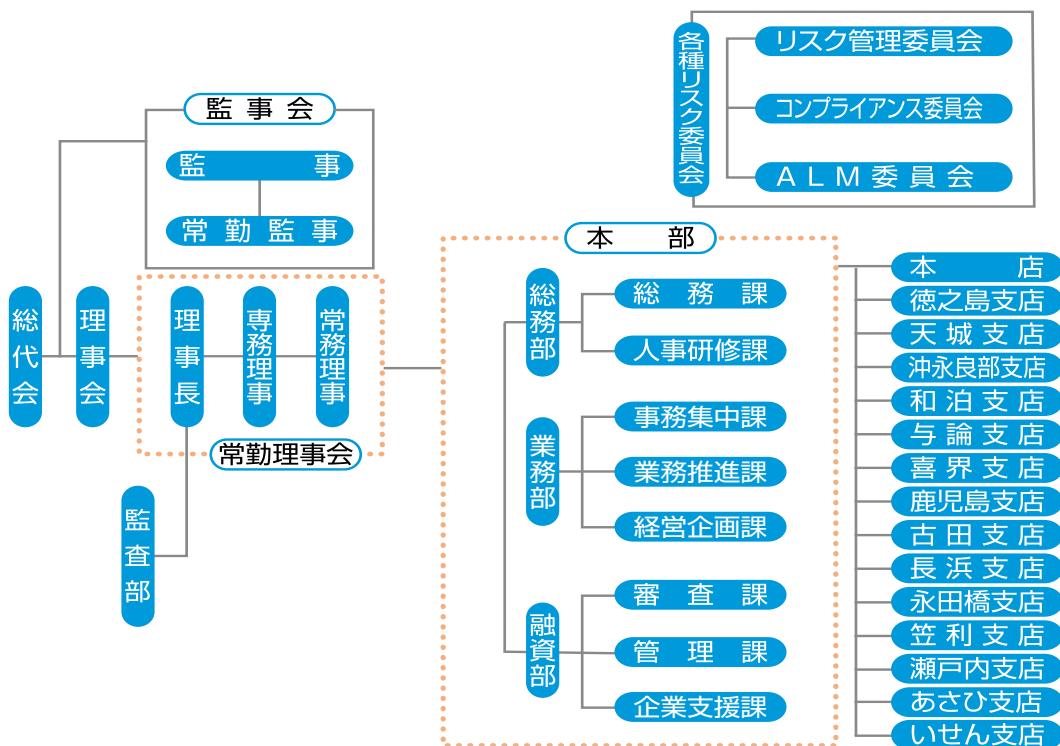
令和5年7月

理事長
伊東 寛久

事業の組織

■組織図

[令和5年6月30日現在]



■理事・監事

[令和5年6月30日現在]

常勤理事・監事

理事長 伊東 寛久
専務理事 松元 忠敏
常務理事 作田幸太郎
監事 山下 修

非常勤理事・監事

理事 西川 明寛※1
理事 岡江 武美※1
理事 平井 學※1
理事 村田 久典※1
員外監事 吉田 邦男※2
員外監事 名島 一義※2

会計監査人

監査法人 北三会計社

※1 職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■職員数

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
男性	73	65	68	67	62
女性	18	19	22	22	26
合計	91	84	90	89	88

■総代

[令和5年6月30日現在]

【大島本島地区】	愛川 幸和 指宿 正樹 里 イイ子 中村 誠也 牧 雅彦 保池 広和 松山 茂治 芝 博次 郷野 房男 【徳之島地区】	有村 修一 内山正一郎 重信健次郎 浜口 広一 丸田 義男 山下 和幸 山野 利光 富 真也 富岡 賴常 神里 隆樹 久保 勝吉 池田 靖典 喜瀬 光弘 赤崎 英世	有村 忠洋 大久保征男 榮山 靖人 濱田 大 美佐 雅仁 山田 忠憲 伊東 一宏 永瀬 努 浜口 政良 平 秀徳 増尾 英機 松村 隆之 北村 和志	池田 樹里 岡村 誠 白浜 和晃 林 良治 宮原 和彦 雪 俊一 克人 守 成岡 守 大田 直次 田中 貴規 町 豊徳 峰山 恵一 丸山 貴幸	伊集院道誠 興 昭正 竹山真之介 東 隆治 惠 秀樹 與那城秀夫 雪 俊一 登山 弘 前田 健一 神田 浩生 松元 道芳 吉田 攻造 吉田 隆廣	市田 新一郎 興 辰雄 玉野 公道 麓 憲吾 元井 孝信 磯 和久 程 卓郎 義村 省吾 佐平 和俊 大坪 繁 吉田 剛 安田 雅朗	伊東 哲司 木村 嘉博 津畠 博 前田 界成 元山 安雄 奥 篤次 山畠 雅仁 樺山 武一 徳山 房雄 沖 裕任 吉田 康寿	伊藤 誠 越間 公也 手島 慎二 前田 幸二 前田 義治 盛 伸二 前田 伸二 久保 武二 福本 哲良 徳田 英輔
【与論地区】	池田 靖典	沖 正明	増尾 英機	町 豊徳	吉田 攻造	吉田 剛	吉田 康寿	
【喜界地区】	碇山 隆二	喜瀬 光弘	松村 隆之	峰山 恵一				
【鹿児島地区】	赤崎 英世	勇 甚吾	北村 和志	丸山 貴幸	源 隆廣	安田 雅朗		



■総代会制度について

[令和5年6月30日現在]

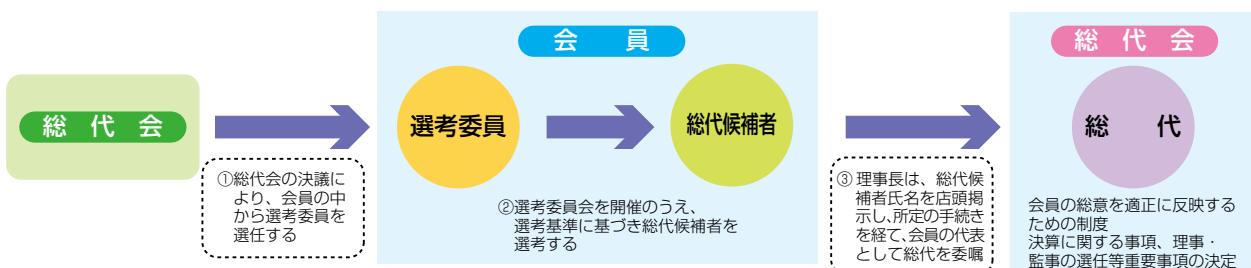
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算・取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、会員等からの総代会の運営、総代選出に関するご意見・ご要望に関しては、広く受付ける体制を整備しておりますので、お近くの営業店までお寄せください。

■総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映する為の開かれた制度です。



- ・総代の任期、定数 総代の任期は3年、定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
なお、令和5年6月30日現在の総代数は97人です。
- ・総代選任方法 総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
 - ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申立ができます)
- ・総代候補者選考基準 総代候補者は、下記の要件を満たす方となっております。
 - ① 資格要件 当金庫の会員であること、新規就任時で満80歳を超えない方
 - ② 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・良識をもって正しい判断ができる方
 - ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた方

【第79期通常総代会】

- ・総代会の決議事項等 令和5年6月16日第79期通常総代会が開催され、
次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。

「報告事項」

第79期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容について

「決議事項」

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更承認の件

第3号議案 定款15条に基づく会員除名の件

第4号議案 監事任期満了に伴う3名選任の件

第5号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



■総代の属性情報等

総代数97名

- | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|-----------------|---------------|-----------------------|----------|---------|---------|---------|
| (1) 就任回数 | 1回 (42名) | 2回 (17名) | 3回 (8名) | 4回 (7名) | 5回 (4名) | 6回 (6名) | 7回 (1名) | 8回 (3名) |
| | 9回 (1名) | 11回 (2名) | 13回 (3名) | 14回 (2名) | 15回 (1名) | | | |
| (2) 職業別 | 法人代表者・法人役員 73名 (75%) | 個人事業主 19名 (20%) | 個人 5名 (5%) | | | | | |
| (3) 年代別 | 70代以上 43名 (44%) | 60代 26名 (27%) | 50代 19名 (20%) | 40代 9名 (9%) | | | | |
| (4) 業種別 | 卸売業、小売業 22名 (23%) | サービス業 25名 (25%) | 建設業 17名 (18%) | 製造業 9名 (10%) | | | | |
| | 農業、林業 7名 (7%) | 運輸業、郵便業 4名 (4%) | 不動産業 4名 (4%) | 電気、ガス、熱供給、水道等 3名 (3%) | | | | |
| | 漁業 1名 (1%) | その他 5名 (5%) | | | | | | |

あましんのあゆみ

昭和9年11月 産業組合法に基づき名瀬町信用組合を設立
 昭和29年7月 信用金庫法により奄美大島信用金庫に改称
 初代 久井喜美説理事長就任
 昭和30年10月 徳之島支店開設
 昭和32年11月 沖永良部支店開設
 昭和33年12月 与論支店開設
 昭和36年3月 沖永良部支店と泊出張所開設
 昭和38年10月 喜界支店開設
 昭和40年8月 天城支店開設
 昭和42年7月 鹿児島支店開設
 昭和50年1月 本店新築落成
 昭和50年3月 真砂支店開設
 昭和51年5月 第2代 町田定雄理事長就任
 昭和51年12月 古田支店開設
 昭和53年3月 第3代 高岡重蔵理事長就任
 昭和54年12月 日本銀行当座取引開始
 昭和55年11月 日本銀行歳入代理店認可
 昭和55年11月 長浜支店開設
 昭和58年12月 永田橋支店開設
 昭和60年6月 笠利支店開設
 平成2年3月 第4代 築愛三理事長就任
 平成6年5月 特許庁「あましん」商標登録認定
 平成6年8月 真砂支店を鹿児島支店に統合
 平成6年10月 瀬戸内支店開設
 平成6年11月 創立60周年 シンボルマークの制定
 平成13年4月 損害保険商品（長期火災保険）の窓口販売業務開始
 平成14年12月 生命保険商品の窓口販売業務開始
 平成15年6月 個人向け国債の窓口販売業務開始
 平成15年12月 インターネットバンキングの取扱開始
 平成16年6月 キャラクター（クー坊・クーちゃん）の制定
 平成16年11月 創立70周年あましん地域貢献表彰制度の制定
 平成18年11月 笠利支店新装オープン
 平成21年3月 あさひ支店開設
 平成22年5月 印鑑照会システムの導入
 平成24年10月 いせん支店開設
 平成25年2月 でんさいネットの取扱開始
 平成26年8月 高齢者等見守り活動の発足

平成26年10月 振り込め詐欺撲滅特別警戒運動の発足
 平成27年12月 融資統合システム稼働
 平成29年1月 職域サポート契約制度取扱開始
 平成29年12月 大島郡医師会病院ATM新設
 平成31年2月 奄美市役所新庁舎ATM新設
 令和2年1月 与論町役場新庁舎ATM新設
 令和2年3月 結城信用金庫と業務提携
 令和2年6月 初代 築愛三会長就任
 令和2年9月 第5代 伊東寛久理事長就任
 あまみ農業協同組合と災害時相互支援に関する協定締結
 令和3年1月 株式会社みらいワークスと業務提携
 令和3年3月 日本政策金融公庫・農林水産事業と基本契約締結
 令和3年6月 株式会社トランビとM&Aを活用した事業承継・ビジネスマッチング契約締結
 令和3年6月 信金キャピタル株式会社とM&A仲介業務に関する協定書締結
 令和3年8月 通帳アプリ（通帳レス）取扱開始
 令和3年11月 インターネットでの仮融資申込み開始
 令和3年12月 株式会社ライトアップと業務委託契約締結（事業再構築補助金申請支援）
 令和4年1月 一部店舗（永田橋支店、喜界支店、鹿児島支店）で窓口営業時間の変更（昼休憩の導入）
 令和4年2月 鹿児島総合警備保障株式会社とビジネスマッチング契約締結
 令和4年3月 あましんSDGs宣言
 令和4年3月 信金中央金庫「SCBふるさと応援団」を通じて奄美市へ寄附金贈呈
 令和4年10月 一部店舗（徳之島支店、天城支店、いせん支店、沖永良部支店、和泊支店、古田支店、笠利支店、瀬戸内支店）で窓口営業時間の変更（昼休憩の導入）
 令和4年11月 アグリサポートローン「めばえ」取扱開始
 令和4年12月 煙商工組合中央金庫と業務提携
 令和5年1月 あましんフリーローン「かがやき」取扱開始
 令和5年3月 ダイレクトソリューションズ株式会社と業務提携

■あましんSDGs宣言

あましんは、昭和9年11月創業いらい「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念としており、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、令和4年3月1日にSDGsの達成に向けた取組みを行っていくことを宣言しました。





貸出方針

当金庫は、「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念に、地域で集めた資金は地域に還元することを使命として、必要なときに必要な資金が提供できるように努めております。

金融商品 に係わる 勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守して、適正な勧誘の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

人材育成

私どもは公共性・社会性を求められる金融機関として、これに相応しい役職員であるために平常から内部研修・外部研修を通じて人格形成に努めております。

また、刻々と変化する社会情勢・経済情勢に適応するためにも知識の向上、技術の向上は不可欠であると考えております。

◆ATMコーナーでの携帯電話の使用禁止

○振り込め詐欺被害防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用を禁止しております。また、ATMコーナーの定期的な巡回や、振り込め詐欺に関するポスターを掲示して注意喚起に努めております。

◆ATM取引のセキュリティー強化

○ATMでキャッシュカードの暗証番号の変更ができます。
○お客様のお申出により一日当たりの利用限度額などを窓口でのお手続きにより任意に設定できます。また、ATMでも一日当たりの利用限度額の引下げと利用回数の制限ができます。

◆サイバー攻撃への対応

当金庫では、近年ますます高度化、巧妙化するサイバー攻撃への対応策として、インターネットバンキングにおけるセキュリティサービスである電子証明書（法人IB）、ソフトウェアトークン、ハードウェアトークンの無料提供を行っています。

また、ウィルスを検知、防御するソフトウェア(Report)の無料提供も行っています。

◆マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対応

当金庫では、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題として位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

優越的地位 の濫用防止 について

当金庫の「取引等の適切性確保への取組み（優越的地位の濫用防止）」については、公正取引委員会の整理・公表している「不公正取引として問題となる行為類型等」の内容を周知徹底し、金融商品取引毎に不公正な取引が発生しないように万全を期しております。

自己資本比率の推移

自己資本の大部分は、お客様からの出資金や長年にわたり積み上げてあります利益剰余金等が中心となっていることから質・量ともに適切性を確保しており当金庫の経営体質が健全であることを示しております。



あましんの自己資本比率は、15.19%で、国内統一基準（4.0%）を大きく上回っています。

自己資本 の充実

リスク管理態勢

■リスク管理態勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中、金融機関が抱えるリスクは複雑化、多様化しており、リスク管理の重要性はますます高まっております。この様な中、直面するあらゆるリスクを認識したうえで、規模やリスクの特性に照らしてこれら個別のリスクを可能な限り総体として捉える統合的なリスク管理が求められております。

自己資本比率算出におけるリスク計測の精緻化や自己資本比率算出の対象となっていないリスクも含め、主要なリスクを把握したうえで経営上直面するリスクに見合った自己資本額を確保することが求められております。

このため私ども「あましん」では、リスク管理を経営の重要な課題と認識し、リスク管理委員会が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安全性を確保するため、リスク管理態勢の充実に努めております。

統合的リスク管理

当金庫の各業務において発生するさまざまなりスクを商品・業務・組織を超えて統合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を分析する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理に関する検討を行っております。

信用リスク

取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、審査部門と業務推進部門を分離し、相互牽制を図り厳格な審査体制をとるとともに、各種研修を通じて貸出審査能力と管理回収能力の向上に努めております。

市場関連リスク

金融市場で金利や株式、為替などの価格が変動することにより保有する資産の価値が減少するリスクのことです。

当金庫では、これらの情勢分析を行い、状況に応じた適切な対策がとれるように努めております。

システムリスク

コンピュータが誤作動したりシステムが稼動しなくなることにより事務処理が不能になってお客様に影響を与えたり、またコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、しんきん共同センターに加盟し、オンライン運用を委託しております。

また、データの厳重管理、コンピュータ犯罪・事故防止等セキュリティに細心の注意を払い、システムの適正な運用を心掛けております。

法務リスク

各種取引等において法令・金庫規程等ルールに違反する行為や訴訟における法律関係の不備等により金融機関の信用が失墜したりするリスクのことです。

当金庫では、法務リスクに対する諸問題について、顧問弁護士と協議を重ね、行動綱領・各種規程・コンプライアンス・マニュアル等を制定し、これらの事象が発生しないように万全を期しております。

偶発事故リスク

犯罪又は風水害、地震等の自然災害等偶発的に発生した事件や事故等により金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では偶発リスクが発生した場合に備えて、緊急時マニュアル等を制定しております。

流動性リスク

金融機関自体の経営内容の悪化や調達資金と運用資金のバランスが著しく崩れることにより必要な資金を調達できないリスクのことです。

当金庫では、地域内の皆様の資金需要に十分対応しながら適切な資金バランスを維持し、信金中央金庫へ支払準備資金を預け入れるなどして流動性リスクに対する十分な管理体制を確保しております。

オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、業務の過程で、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外的要因により被る損失が発生しうるリスクのことです。

オペレーション・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、偶発事故リスク（人的リスク、有形資産リスク）、風評リスクと定義しております。当金庫では、それぞれのリスクに応じた管理体制や管理方針を定め、リスクの極小化に努めています。

事務リスク

金融機関の事務処理が的確になされなかった場合に生じるリスクのことです。

当金庫では、職員に対する定期的研修や事務指導を徹底するとともに、内部監査や店内検査・月例点検等による点検を実施して、事務ミスの発生防止と事故の未然防止に努めています。

風評リスク

金融機関の経営内容に対する悪い風評が出ることにより信頼が損なわれたり、不測の損失を被るリスクのことです。

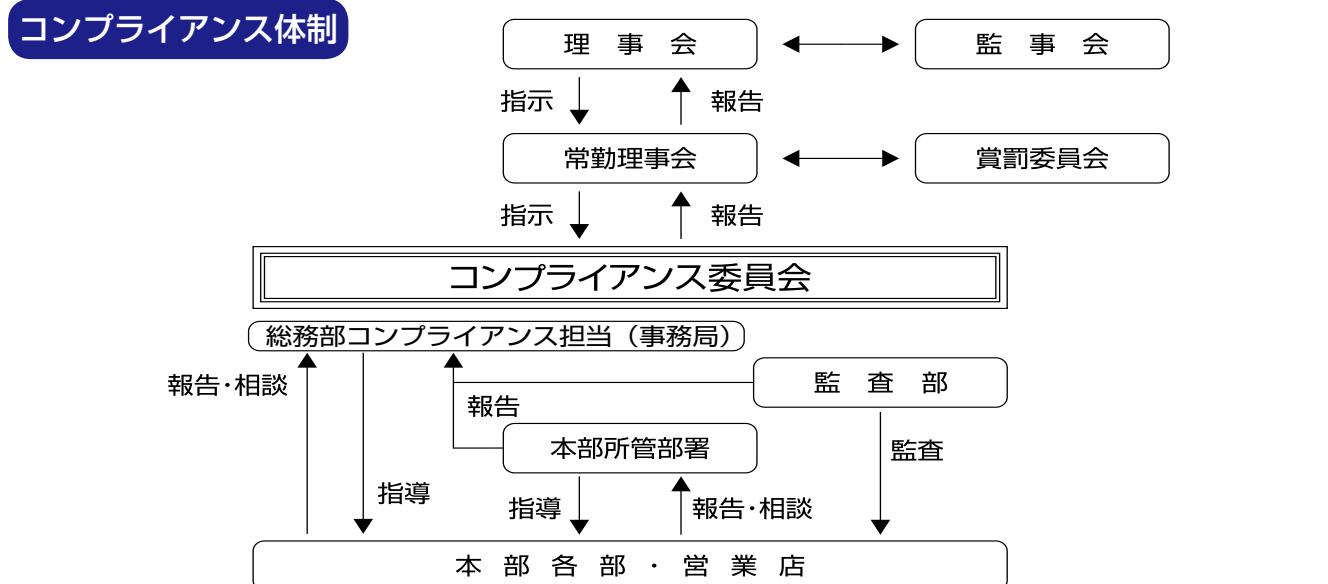
当金庫では、「風評リスク対策Q&Aマニュアル」を策定して、全ての職員が対応できる内部体制を整備するとともに、苦情等に対して真摯に取り組んでおります。



コンプライアンス（法令等遵守）の態勢 Amashin Disclosure 2023

「コンプライアンス」とは、私たちが日常の生活をはじめ企業経営において、いろいろな法律や規則あるいは社会規範等あらゆるルールを遵守することをいいます。

健全な社会を築いていくうえで当然要求される基本的なことですが、特に私たち「あましん」は金融機関という社会的使命と公共性を有していますので、高い倫理観と使命感が要求されていると認識しております。このため経営の重要課題として「コンプライアンス委員会」を設置し、「あましんの行動綱領」や「勤務心得」、「コンプライアンスマニュアル」を制定して定期的なチェックを行うとともに、業務に従事する際は「コンプライアンス・カード」を役職員全員が常に携帯し意識の高揚に努めています。



■あましんの行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 私たちは、あましんのもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
2. 私たちは、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
(法令やルールの厳格な遵守)
3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
(地域社会とのコミュニケーション)
4. 私たちは、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
(人権の尊重)
5. 私たちは、すべての人々の人権を尊重します。
(従業員の働き方、職場環境の充実)
6. 私たちは、従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。
(環境問題への取組み)
7. 私たちは、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
(社会参画と発展への貢献)
8. 私たちは、あましんが社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)
9. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・お客さま本位の業務運営に関する取組方針・ 保険募集指針・反社会的勢力に対する基本方針・利益相反管理方針の概要

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報等に関するご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

奄美大島信用金庫 総務部コンプライアンス担当（事務局）

電話番号：0997（52）3211

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時30分

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、お客さま本位の業務運営のさらなる浸透を図り、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定、公表するとともに、取組み状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うように努めます。

■ 保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

奄美大島信用金庫 総務部

電話番号：0997（52）3211

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時30分

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規定に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 (金融ADR制度への対応)

Amashin Disclosure 2023



当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはコンプライアンス担当部署で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等と連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

	奄美大島信用金庫 コンプライアンス担当部署
住 所	鹿児島県奄美市名瀬幸町4番18号
電話番号	0997-52-3211
受付時間	8：30～17：30（当金庫営業日）
受付媒体	電話、文書、面談

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス担当部署にご相談ください。

	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受付媒体	電話、文書、面談

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三分譲士会」という）が設置運営する仲裁センター及び熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス担当部署または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

	東京三分譲士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

	熊本県弁護士会 紛争解決センター		
住 所	〒860-0078 熊本市京町1丁目13-11		
電話番号	096-325-0913		
受 付 日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00		

	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター		
住 所	〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号		
電話番号	099-226-3765		
受 付 日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00		

- ⑥ 東京三分譲士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三分譲士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部人事研修課にお尋ねいただくか、東京三分譲士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.amamioshinkin.co.jp/>）をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三分譲士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、鹿児島県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三分譲士会の調停人とは電話で連絡を取り合います。

護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

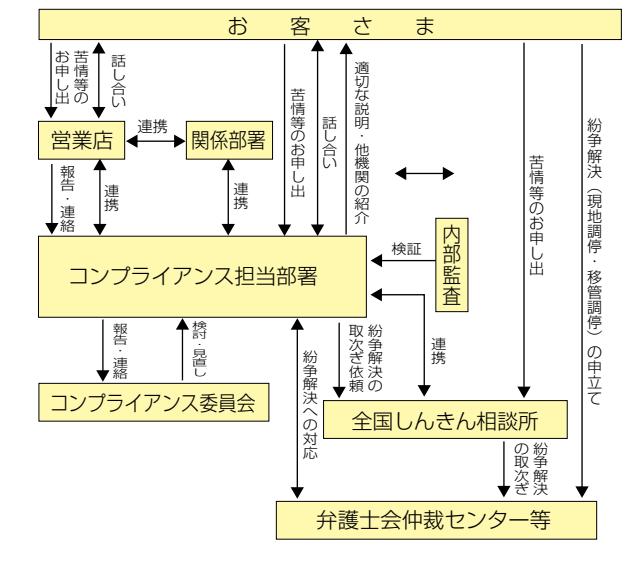
(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、鹿児島県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

- ⑦ 当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス担当部署がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス担当部署が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明をコンプライアンス担当部署から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用するすることができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていくます。
- (10) 苦情等への取組体制



信金中央金庫のご案内

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資 証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

36兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,258人



拠点数

国内14拠点
海外6拠点



2023年3月末時点

事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さんに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2023年3月末時点

格付会社	長期	アウトロック	短期
Moody's	A1	安定的	P-1
S&P グローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A +	安定的	—
日本格付研究所	AA	安定的	—



中期経営計画

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

2030年までに
目指す姿

信金中金は、信用金庫とともに、各々が強みとする分野への経営資源の適正配分を実現することで、1つの金融グループとして、より一的な業務運営態勢を構築し、業界の競争力を高め、信用金庫が地域において最も信頼される金融機関となることを目指す。

企業価値の向上と社会課題の解決の両立 = サステナブル経営の実現



中期経営計画『SCBストラテジー2022』 ~ Road to 2030 地域の未来を 信用金庫とともに ~



信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に拡がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



2023年3月末時点

グループ紹介

●証券業務

しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)

●地域商社業務

しんきん地域創生ネットワーク(株)
※2021年7月設立・開業

●海外ビジネス支援業務

信金シンガポール(株)
※2021年2月設立・7月開業

●消費者信用保証業務

信金ギャランティ(株)

●投資運用業務

しんきんアセットマネジメント投信(株)

●投資・M&A仲介業務

信金キャピタル(株)

●データ処理の受託業務等

(株)しんきん情報システムセンター

●事務処理の受託業務等

信金中金ビジネス(株)

主要な業務内容



事業者の方をはじめ個人の方を含めて、各種の資金決済や事業計画・生活設計に合わせた貯蓄計画のためにご利用いただく業務です。

また、大切な年金や給与の受け取り等も、安全で確実にお受取りいただけます。



豊かなくらしのための住まいづくりや各種消費者ローン、事業の安定や発展のための運転資金や設備資金等のご要望にお応えする業務です。

当金庫の一般貸出金のほか鹿児島県の制度融資や政府系金融機関及び信金中央金庫の代理貸付等を取扱っています。



全国の金融機関に安全・確実・迅速な送金や振込み、手形・小切手の取扱等、資金移動に便利な業務です。

「あましん」の本支店は勿論のこと、提携オンラインで全国の民間金融機関（信用金庫・銀行・信用組合・農協等）のどこにでも資金移動ができ、インターネットバンキングも手軽で簡単にご利用いただけます。



私ども「あましん」に対する金融機能のご要望にお応えできるよう、国債の窓口販売や保険商品の取扱い等いろいろな業務を取扱っており、本店及び笠利支店では、貸金庫もご利用いただけます。

アグリサポートローン「めばえ」、フリーローン「かがやき」の取扱い



あましんアグリサポートローン「めばえ」、あましんフリーローン「かがやき」

農林水産業に従事されている方を対象に、(株)クレディセゾンの保証により無担保・無保証人融資商品あましんアグリサポートローン「めばえ」を取り扱っています。

オリックス・クレジット(株)の保証により無担保・無保証人の資金使途自由な融資商品あましんフリーローン「かがやき」を取り扱っています。



当金庫は、中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ。）の経営の改善及び地域の活性化のための取組みを行っています。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、創業以来「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念として、地域のみなさまに愛され信頼される「面倒見のよい地域金融機関」であり続けることを目指して、従来より地域金融の円滑化に努めて参りました。今後もより一層、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、全力を傾注して経営支援に取り組んで参ります。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- 複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施。
- 経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、経営改善計画書の策定についての支援や外部機関との連携により専門家派遣等の支援を実施。
- 後継者がいない事業者の廃業防止策として、外部専門機関との間でM&A等に関する情報交換並びに仲介機能を協同して行い課題解決を実施する。

中小企業の経営支援に関する取組状況



かごしま地域課題解決型起業支援事業補助金交付申請支援について

鹿児島相互信用金庫と連携し、鹿児島県が交付する補助金（県内で地域の諸課題の解決や地域活力の向上を図ることを目的とした、起業等を行う者に対して最高200万円まで経費の一部を補助）の交付申請について、奄美群島内の方を対象とした支援を行いました。

当金庫も審査に参加し、令和4年度は2件4,000千円の補助金交付が採択されています。

株式会社ライトアップとの業務委託契約締結



奄美大島信用金庫と株式会社商工組合中央金庫との業務提携

奄美大島信用金庫は、中小企業へのソリューション提供を強化するため、商工中金と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結しました。



近年増加する事業再構築補助金の申請について、当金庫でもお客様の申請支援を目的として、外部専門機関である株式会社ライトアップと業務委託契約を締結し、継続して取り組んでいます。また、当金庫は事業再構築補助金の認定支援機関としても、取り組んでいます

株式会社トランビ、信金キャピタル株式会社との契約締結

経営者の高齢化と後継者不足に対応するため、M&Aの外部専門機関である株式会社トランビとM&A仲介業務に関する協定を、信金キャピタル株式会社と事業承継およびビジネスマッチング契約を締結し、継続して取り組んでいます。令和4年度は、信金キャピタル(株)へ3件の紹介を行いました。

■ 金融仲介機能の取組みについて

・取引先企業の経営改善や成長力の強化（共通ベンチマーク1）

当金庫をメインバンクとする融資先のうち名寄せ融資残高5千万円以上の取引先につきましては、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性）の改善や就業者数の増加がみられた先は10先でした。

・取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上（共通ベンチマーク2）

ご融資に関して貸付条件変更を行い、且つ経営改善計画の策定を行った41先のお客様につきましては、好調1先、順調29先、不調11先となっており、新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼしています。また、期初からの貸付条件変更は新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが見通せなく経営改善未策定先が多数ありました。

・ライフステージ別の与信先数及び融資額（共通ベンチマーク4）

法人企業・個人事業主、融資残高5千万円以上の顧客96先につきましては、過去5年期の売上高を把握しライフステージを区分いたしました。

(単位：百万円)

区分	創業期	成長期	定期期	低迷期	再生期
先数	2	5	71	12	6
金額	257	612	10,600	1,613	934

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

■ 経営者保証に関するガイドライン

○経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、2013年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

令和5年4月19日

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

新規に無保証で融資した件数	66件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	14.83%

- ・「保証契約の解除」については、解除要件を充足する保証解除のお申し出はありませんでした。
- ・「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。



1 協同組織金融機関としての特性

私ども「あましん」は、信用金庫法に基づき出資をしていただいた会員の皆様と一緒に業務を営む「協同組織金融機関」であります。同時に「地域金融機関」として「地域の皆様からお預かりした資金で、地域の資金需要にお応えする」相互扶助の金融機関であります。

このことから「あましん」は、貸出金業務による地域再生・活性化への手伝いにとどまらず、地域の皆様との連帯感を大切にしたいとの思いから、文化的・社会的な地域貢献にも努めております。

2 地域への支援等

地域金融機関として、地域の皆様の経営支援やお客様同士の連携を強めていただくために、いろいろな取組みを展開しております。

(1) 地域金融円滑化への取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命と考えております。

お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

(2) インターネット、スマートフォン環境への対応

インターネットやスマートフォンの普及による非対面化、利便性の向上を図るため、インターネットでのローン申込や通帳アプリの導入（通帳レス化）を行いました。



(3) 遺言・相続相談会の開催

信金中央金庫が日本弁護士連合会と連携し、毎年11月15日の「いい遺言の日」に相談会を開催しており、当金庫においても相談会を開催しました。



(4) 経営情報等の提供活動

当金庫では、お取引先に対する各種の情報を提供することとしており、月刊誌「経営情報」や「楽しいわが家」を毎月配付しております。

**第7回 遺言・相続
全国一斉相談会**

日時 令和4年11月15日(火)

奄美大島信用金庫

弁護士による**無料**の相談会(面談)を開催します。

ご予約方法

ご予約の方には、事前に予約して下さい。

このようにお問い合わせください

相談ご希望の方は、裏面の中込書に必要事項をご記入のうえ、11月14日(火)までにあましんの取扱店舗へご持参下さい。
・ご予約多数の場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。
・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催を中止させていただ場合がございます。

主 催 : 日本弁護士連合会 信金中央金庫 各地の弁護士会

NPO法人 遺言・相続リガルネットワーク

お問い合わせ先: 本相談会のご予約に関しては、近くのあましんの取扱店舗へお問い合わせ下さい。その他のお問い合わせについては、日本弁護士連合会事務局人推第2課 (TEL 03-3580-9593)までお問い合わせください。

3 文化的・社会的な貢献活動への取組み

金融機関として貸出金需要への対応としての地域貢献（経済的貢献）の他、地域社会の一員として金融業務以外で地域のお役に立つ地域貢献（文化的・社会的貢献）にも取組んでおります。

「あましん地域貢献賞」の贈呈

「あましん地域貢献表彰制度」に基づき、地域に貢献された個人や団体を対象に、その功績を称える表彰制度です。

第18回目の受賞者は、和泊町においてボランティアでレスリング指導を行っている、大坪繁氏を表彰しました。

子供達の教育ならびに人間形成に大きく貢献しているほか、指導者として16年間全国大会に出場させ優秀な成績を収めており、レスリングの町として和泊町の知名度向上に寄与していることなどが、審査委員会で高く評価されました。



第26回理事長杯地区対抗女子バレー ボール大会（瀬戸内町）

当金庫瀬戸内支店では、毎年恒例のバレー ボール大会を実施し、交流の場として好評を得ております。



第34回奄美大島信用金庫理事長杯ミックスダブルス大会

大島地区・奄美市テニス協会が主催、当金庫が後援となり、毎年開催し親睦を深めています。



清掃活動

毎月第3金曜日に「あましん清掃の日」と定め、各営業店毎に清掃活動に取組んでいます。また6月15日の「信用金庫の日」には、全店一斉に清掃活動を行っています。



預金商品のご案内

Amashin Disclosure 2023



(令和5年6月30日現在)

種類	内容・特色
当座預金	小切手、手形などをご利用いただける預金です。頻繁に出し入れする商店、会社の商用に最適です。
普通預金	いつでも出し入れ自由、お財布替わりに便利です。公共料金や各種クレジット代金の自動振替、キャッシュカードの口座としてもご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に<貯める・支払う・借りる・運用する>の4つの機能をまとめた預金です。いざという時には定期預金としてお預かりの90%以内、最高500万円まで自動融資が可能です。
貯蓄預金	普通預金の便利さに5段階に分けた金利をプラスしております。公共料金、クレジット代金の自動振替の制限はありますが、キャッシュカードの口座としてもご利用いただけます。
決済性預金（太鼓判）	無利息の普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。（現行の普通預金からの切り替えも可能です。）
通知預金	7日以上の短期余裕資金運用に大変有利な預金です。引出すには2日前に予告が必要です。
あましん後見支援預金	後見支援制度をご利用のお客様の財産をお守りするための預金です。預金の払い出し、お預入れには家庭裁判所からの指示書が必要になります。
定期	スーパー定期預金 まとまった資金を有利に安定して運用いたします。 期間は1ヶ月以上10年物までお取扱いしております。
	大口定期預金 1,000万円以上まとまった資金の効率的な運用に最適です。金利はその時の金融情勢で決まります。
	期日指定定期預金 1年以上経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。 1年複利で満期日まで一括課税計算ですので有利です。
預金	変動金利定期預金 6ヶ月毎に金利が変更され、特に3年物は半年複利で満期日一括の課税計算となりますので有利です。（3年物複利型は個人のみ）
	ニューほくほく定期預金 当金庫で各種年金受給（予約を含む）をされているお客様を対象にスーパー定期1年物自動継続定期預金で500万円を限度に店頭金利に0.2%上乗せいたします。愛称を「ニューほくほく定期」と呼んでいます。
	さわやか福祉定期預金 障害年金等を受給されている方に限り、300万円まで特別優遇金利で預入でき、マル優扱いもご利用いただけます。
定期積金	積立定期預金 毎月一定額とボーナス等で増額積立て、満期日にまとまった金額を受け取る預金です。
	スーパー積金 毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとった金額を受け取る預金です。
	らくらく納くん おきめ (融資制度付) 国税・地方税・消費税等納付用専用積金です。融資制度も合わせてご利用ください。 愛称を「らくらく納くん」と呼んでいます。（金利上乗せ優遇も行っております。）
財形預金	職域サポート定期積金クーポン 職域サポート契約を締結いただいた企業・事業所・各種団体等にお勤めの従業員が対象となる定期積金で、有利な金利でご利用いただけます。
	一般財形貯蓄預金 毎月一定額を給与より天引きする積立て預金で、使いみちは自由です。
	財形住宅貯蓄預金 住宅を取得することを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて元本550万円まで非課税扱いができます。
	財形年金貯蓄預金 積立期間および据え置き期間終了後、年金として受取ることのできる預金です。財形住宅預金と合わせて元本550万円まで非課税扱いができます。

◎ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示しておりますのでご確認ください。変動金利商品のようにお客さまの予想に反して、金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になる商品もございます。

◎新規に口座開設をする場合や200万円超の大口現金取引を行う場合、10万円超の現金振込を行う場合などに、法令に基づき、「ご本人」を確認させていただきますので、運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等、いずれかの提示をお願い致します。

詳細につきましては、窓口担当者や融資渉外担当者へおたずねください。

貸出商品のご案内

(令和5年6月30日現在)

種類		ご利用額	融資期間(最長)	内容・特色
住宅ローン	マイホームプラン21	3,000万円以内	35年	住宅用地取得資金、住宅新築資金、リフォーム資金
	無担保住宅ローン	1,000万円以内	20年	不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム増改築・修繕資金およびそれに伴う諸費用 (一社) しんきん保証基金の保証付
	リフォームプラン「匠美」	1,000万円以内	15年	リフォーム 増改築・修繕資金およびそれに伴う諸費用 (一社) しんきん保証基金の保証付
教育ローン	進学ローン (はばたき)	300万円以内	10年	高校・大学・専修学校・予備校の受験・入学・定例の費用が対象。2回目以降の数回の融資も可能
	教育当貸 (教育カードローン)	50万円~500万円以内	14年 9ヶ月	保育園等～高校、専修学校、大学の入学資金等 (一社) しんきん保証基金の保証付対象者 WEB申込可能
消費者ローン	個人ローン	500万円以内	10年	資金使途自由 (事業資金は除く) (一社) しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	カーライフプラン	1,000万円以内	10年	自家用の自動車・二輪車の購入、車検・修理費用、運転免許取得費用、車庫取得等 (一社) しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	アクセルローン	10万円～1,000万円以内	10年	自家用の自動車・二輪車の購入、車検・修理費用、運転免許取得費用等 (株) オリエントコーポレーションの保証付 WEB申込可能
	フリースタイル	10万円～1,000万円以内	10年	資金使途自由(事業資金を含む)主婦・パートは30万円以内 (株)オリエントコーポレーションの保証付 WEB申込可能
	ティダローン	10万円～500万円以内	10年	資金使途自由、パート・アルバイト・年金受給者専業主婦も対象(株)クレディセゾンの保証付 WEB申込可能
	職域サポートローン クーチャン	500万円以内	10年	職域サポート契約を締結いただいた企業・事務所・各種団体等にお勤めの従業員が対象。資金使途自由。(事業資金は除く) (一社) しんきん保証基金の保証付
	フリーローン「絆」	500万円以内	10年	資金使途自由 (事業資金を含む)、おまとめ資金も可 (一社) しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	フリーローン「かがやき」	50万円～500万円以内	10年	資金使途自由 (事業資金は除く) オリックス・クレジット(株)の保証付 WEB申込可能
カードローン	きやっするニュー	50万円～500万円以内	5年更新	資金使途自由 (事業資金は除く) パート・アルバイトも対象。信金ギャラントリ(株)の保証付 WEB申込可能
	カードローン	300万円以内	3年更新	資金使途自由 (事業資金は除く) (一社) しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	ポケットローン	10万円～90万円以内	3年更新	資金使途自由 (事業資金は除く) 主婦・パート・アルバイト・学生・年金受給者も対象。学生は10万円以内 SMBCC(株)の保証付
その他目的別ローン	アパートローン (スペースローン)	1戸建1戸当たり4,000万円以内 共同建 2億円以内	35年	アパート及びマンション・賃貸用住宅の建設資金、中古賃貸用住宅の購入資金
	バリアフリーローン (まごころ)	200万円以内	7年	住宅・店舗・事務所等のバリアフリー対応のための改造資金
	台風災害復旧ローン	300万円以内	5年	台風による住居・事務所・倉庫・農業設備等の被災箇所の復旧工事代金
	地場産業活性化支援ローン (奄美の力)	500万円以内	5年	大島紬及び黒糖焼酎の製造業者が対象、無担保・無保証人
	企業活性化支援ローン (ハッスル)	10万円～500万円以内	7年以内	業種・事業規模に制限なし 無担保・無保証人
	農業活性化支援ローン (豊作)	500万円以内	7年以内	専業農家及び兼業農家が対象 無担保・無保証人
	あましん大地	100万円～5,000万円以内	運転資金7年 設備資金10年	認定農業者の経営に必要な運転・設備資金
	創業支援ローン (チャレンジャー)	所要資金の80%以内	20年以内	創業・開業及び新事業転換・新商品開発等に必要とする資金。
	シンジケートローン	自己資本額の80%×25%	契約書の期間	運転資金・設備資金 複数金融機関が協調して、同一条件でローン契約を締結する
	アグリサポートローン (めばえ)	300万円以内	7年	資金使途自由、農林水産従事者が対象、(株)クレディセゾンの保証付

○金利については、借入当初から最終返済まで変動のない固定金利型の他、基準となる金利の変動に伴って金利が上下する変動金利型があります。
また保証会社を保証先とする融資商品の場合には、ご融資の際に保証料をいただくこともありますので、お申し込みの際にはこれらの内容を窓口担当者や融資専門担当者にご確認ください。

このディスクロージャー誌は、信用金庫法施行規則及び金融再生法で定められた開示項目に基づいて作成していますが、それ以外の項目についても掲載しています。

記載金額は全て単位未満は切り捨てて表示しており、単位未満の金額がある場合は「0」、該当金額がない場合は「-」で掲載しております。

CONTENTS

事業の概要	20	貸出金資金使途別残高	28
貸借対照表	21	代理業務貸付残高	28
損益計算書	22	1 店舗当たり及び役職員 1 人当たり貸出金残高	28
剰余金処分計算書	22	消費者ローン・住宅ローン残高	28
主要な経営指標の推移	25	会員・会員外貸出金残高	28
資金運用勘定・資金調達勘定の主な内訳	25	債務保証見返の担保種類別内訳	28
受取利息及び支払利息の増減	25	信用金庫法開示債権及び	
資金運用収支の状況	26	金融再生法開示債権の保全・引当状況	29
役務取引等収支の状況	26	貸倒引当金の状況	29
経費の内訳	26	貸出金償却の状況	29
総資金利鞘	26	有価証券の種類別平均残高	30
総資産経常利益率・総資産当期純利益率	26	公共債の引受額	30
その他業務収支の状況	26	預証率	30
預貸率	26	売買目的有価証券	30
業務純益	26	満期保有目的の債券	30
役職員の報酬体系	26	子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	30
預金種目別・譲渡性預金平均残高	27	その他有価証券	30
1 店舗当たり及び役職員 1 人当たり預金残高	27	市場価格のない株式等及び組合出資金	30
定期預本金利種類別残高	27	有価証券の残存期間別残高	30
預金者別預金残高	27	単体における事業年度の開示事項	31
貸出金科目別平均残高	27	自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項	37
貸出金科目別残高	27	手数料一覧	39
貸出金業種別残高	27	店舗及び A T M 利用時間	40
貸出金金利別残高	28	店舗外キャッシュコーナー (A T M) の設置状況	40
貸出金の担保別内訳	28	営業区域と店舗一覧	41

事業の概要

第79期事業概要（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

事業の経過

当金庫は、新3カ年計画あましん『支援力の強化と変革への挑戦』において、信用金庫の原点である「相互扶助」の精神に基づき、地域経済の再生や活性化といった地域の社会課題を解決するための重要方針として、①資金繰り支援、②本業支援・経営改善支援、③事業承継支援、④収益性の向上、⑤法令等遵守態勢・顧客保護等管理態勢の強化、⑥業務継続体制の確保、⑦若手職員の早期離職防止、⑧人材の育成の8項目を掲げ、計画達成に取組みました。

業績

■預金・積金について

個人および法人の増加により、預積金残高は893億50百万円と前期比21億58百万円増加しました。

■貸出金について

個人および地公体の減少により、貸出金残高は496億14百万円と前期比10億28百万円減少しました。

■損益について

貸出金残高や利回りの低下により貸出金利息は57百万円減少、有価証券利息配当金も減少し経常収益は14億46百万円となり、前期比63百万円減少となりました。

経常費用は、物件費の減少により13億16百万円となり、前期比23百万円の減少となりました。これらの結果、経常利益は1億30百万円となり前期比39百万円の減少となりました。

本業での実質的な収益を表すコア業務純益は、1億24百万円と前期比50百万円減少しました。

経営課題

あましん『支援力の強化と変革への挑戦』3カ年計画の最終年度となる令和5年度は、コロナ禍を乗り越え地域社会全体の成長と幸せづくりに向け、金融という枠組みを超えて広くお客様の課題解決を積極的に行っていきます。また、営業店態勢の見直しや融資渉外担当者の業務体制の見直しを積極的に行い、収益基盤の強化を図っていきます。

財務諸表

Amashin Disclosure 2023



■貸借対照表

資産の部

[単位：百万円]

科 目	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
現 金	2,516	2,296
預 け 金	30,437	34,236
買 入 金 錢 債 権	88	64
有 価 証 券	10,056	9,919
国 債	1,230	841
地 方 債	1,726	1,610
社 債	5,205	5,440
株 式	114	115
そ の 他 の 証 券	1,779	1,911
貸 出 金	50,642	49,614
割 引 手 形	99	48
手 形 貸 付	1,107	1,691
証 書 貸 付	46,389	44,754
当 座 貸 越	3,045	3,119
そ の 他 資 産	671	631
未 決 済 為 替 貸	11	11
信 金 中 金 出 資 金	347	347
未 収 収 益	95	97
そ の 他 の 資 産	217	175
有 形 固 定 資 産	1,618	1,536
建 物	539	513
土 地	907	872
リース 資 産	111	92
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	60	57
無 形 固 定 資 産	16	16
ソ フ ト ウ ェ ア	3	5
リース 資 産	5	4
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7	6
前 払 年 金 費 用	22	31
縁 延 税 金 資 産	168	156
債 務 保 証 見 返	1,218	1,121
貸 倒 引 当 金	△ 1,827	△ 1,724
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,665	(△1,584)
資 産 の 部 合 計	95,628	97,900

負債及び純資産の部

[単位：百万円]

科 目	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
預 金 積 金	87,192	89,350
当 座 預 金	324	447
普 通 預 金	37,461	40,666
貯 蓄 預 金	83	74
通 知 預 金	600	600
定 期 預 金	44,221	43,597
定 期 積 金	3,719	3,288
そ の 他 の 預 金	781	676
借 用 金	1,087	1,458
借 入 金	1,087	1,458
そ の 他 負 債	230	198
未 決 済 為 替 借	15	13
未 払 費 用	5	4
給 付 補 填 備 金	10	6
未 払 法 人 税 等	16	2
未 払 消 費 税 等	—	1
前 受 収 益	4	7
払 戻 未 済 金	6	9
払 戻 未 済 持 分	0	0
リース 債 務	121	102
そ の 他 の 負 債	48	48
賞 与 引 当 金	21	27
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	184	195
そ の 他 の 引 当 金	36	35
再 評 価 に 係 る 縁 延 税 金 負 債	118	109
債 務 保 証	1,218	1,121
負 債 の 部 合 計	90,090	92,497
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	590	584
普 通 出 資 金	590	584
利 益 剰 余 金	4,744	4,852
利 益 準 備 金	603	590
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,141	4,262
特 別 積 立 金	3,832	3,942
当 期 未 処 分 剰 余 金	309	320
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 0
会 員 勘 定 合 計	5,333	5,437
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6	△ 210
土 地 再 評 価 差 額 金	197	175
評 価 換 算 差 額 等 合 計	203	△ 35
純 資 産 の 部 合 計	5,537	5,402
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	95,628	97,900

■損益計算書

[単位：千円]

科目	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
経常収益	1,509,381	1,446,200
資金運用収益	1,324,245	1,245,604
貸出金利息	1,199,222	1,141,811
預け金利息	32,377	35,790
有価証券利息配当金	83,589	59,089
その他の受入利息	9,056	8,912
役務取引等収益	125,130	118,390
その他業務収益	10,477	64,030
国債等債券売却益	—	59,642
国債等債券償還益	0	15
その他の業務収益	10,463	4,372
その他経常収益	49,527	18,175
貸倒引当金戻入益	—	5,575
償却債券取立益	17,299	2,008
株式等売却益	23,955	—
その他の経常収益	8,272	10,591
経常費用	1,339,401	1,316,103
資金調達費用	21,543	17,643
預金利息	13,697	9,888
給付補填備金繰入額	4,123	2,944
借用金利息	3,721	4,810
役務取引等費用	203,663	195,257
その他業務費用	21,218	62,131
国債等債券売却損	—	451
国債等債券償還損	14,568	60,000
その他の業務費用	6,650	1,679
経常費用	1,057,622	1,034,986
人件費	596,807	601,246
物件費	409,120	389,095
税金	51,693	44,644
その他経常費用	35,353	6,084
貸倒引当金繰入額	31,240	—
貸出金償却	2,046	3,603
株式等売却損	1,351	—
その他の経常費用	715	2,481
経常利益	169,979	130,097
特別損失	315	22,072
固定資産処分損	315	22,072
税引前当期純利益	169,664	108,025
法人税、住民税及び事業税	22,451	4,525
法人税等調整額	45,128	5,753
法人税等合計	67,580	10,278
当期純利益	102,084	97,746
繰越金(当期首残高)	207,013	200,443
土地再評価差額金取崩額	—	22,040
当期末処分剰余金	309,098	320,229

■ 剰余金処分計算書

[単位：千円]

科目	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
当期末処分剰余金	309,098	320,229
利益準備金取崩額	13,101	5,409
剰余金処分額	121,756	121,640
普通出資に対する配当金	11,756	11,640
特別積立金	110,000	110,000
(うち90周年記念積立金)	10,000	10,000
繰越金(当期末残高)	200,443	203,998

理事長による決算内容の確認

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月16日
奄美大島信用金庫
理事長

伊東 寛久

会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人北三会計社の監査を受けております。

■損益計算書注記 [令和4年度]

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 16円70銭
- 3. その他の経常収益には、睡眠預金受入額19千円を含んでおり、その他の経常費用には、睡眠預金支払額1,863千円を含んでおります。
- 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。



■貸借対照表注記 [令和4年度]

- 注1. 記載金額は百万未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成29年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 18年～50年
その他 2年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を排除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立して監査部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を排除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法による分配を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
- | | |
|------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| との最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛け金拠出割合（令和4年3月31日現在）
- | |
|---------|
| 0.0689% |
|---------|
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準掛金の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員の退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの戻戻請求に備えるため、将来の戻戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引当収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取扱い等の国内為替業務に基づくものと、国外為替手数料等の国外為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しており、履行業務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,724百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に掲載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 156百万円
繰延税金資産の認識は、将来的事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
なお、繰延税金資産の主な発生原因是28.に記載しております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額14百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額2,694百万円
16. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元の償却及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸付又は貯金債契約によるもの

に限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準する債権額	538百万円
危険債権額	3,139百万円
三月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	454百万円
合計額	4,134百万円

破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものであります。

三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、134百万円であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48百万円であります。

19. 担保に供している資産

為替決済、日本銀行歳入代理店、市税収納等の取引の担保として、定額預金3,106百万円及び有価証券60百万円を差し入れております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格及び第2条3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税法に基づいて、（元気価格補正、点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額86百万円

21. 出資1口当たりの純資産額923円86銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規定及び信用リスクに関する管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを信管規則に定めた体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。

リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 为替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規定に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理体制委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間日に

応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇を以て、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる記入商品の時価は、700百万円減少するものと把握しております。

- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資本管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和5年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（＊1）	34,236	34,401	165
(2) 買入金銭債権	64	64	△0
(3) 有価証券（＊2）	9,813	9,749	△63
満期保有目的の債券	1,400	1,336	△63
その他有価証券	8,413	8,413	—
(4) 貸出金（＊1）	49,614		
貸倒引当金（＊2）	△1,724		
	47,890	46,446	△1,444
金融資産計	92,003	90,660	△1,343
(1) 預金積金（＊1）	89,350	89,348	△2
(2) 借用金（＊1）	1,458	1,468	10
金融負債計	90,808	90,816	8

（＊1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債権は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項についてが24. および25. に記載しております。

（4）貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた額

金融負債

（1）預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなししております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（2）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）市場価値のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	106
信金中央金庫出資金（＊1）	347
合 計	453

（＊1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	9,582	4,770	1,500	—
有価証券	753	2,897	3,905	1,618
満期保有目的の債券	100	600	300	400
その他有価証券のうち満期があるもの	653	2,297	3,605	1,218
貸出金（＊）	23,853	16,512	8,922	502
合 計	34,188	24,179	14,327	2,120

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	87,465	1,564	6 937	521
合 計	87,465	1,564	943	521

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び時価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債権

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
	国 債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	200	200	0
	そ の 他	200	200	0
	小 計	400	401	1
	国 債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,000	935	△64
	小 計	1,000	935	△64
	合 計	1,400	1,336	△63

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株 式	8	7	1
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	債 券	2,251	2,234	17
	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,311	1,299	12
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	940	934	5
	そ の 他	226	221	4
	小 計	2,487	2,463	23
	株 式	—	—	—
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	債 券	5,440	5,614	△173
	国 債	841	892	△51
	地 方 債	298	299	△1
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	4,300	4,422	△121
	そ の 他	485	544	△59
	小 計	5,925	6,159	△233
	合 計	8,413	8,623	△210

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	506	33	—
地 方 債	300	5	0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	901	20	—
そ の 他	350	—	59
合 計	2,057	59	60

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,330百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,783百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、金融商品の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	448百万円
減価償却超過額	28
役員退職慰労引当金	54
未収利息貸倒認容額	8
賞与引当金	7
そ の 他	14
総額	561
評価性引当額	△397
繰延税金資産合計	164
繰延税金負債	
前払年金費用	8
繰延税金負債合計	8
総額	156百万円

28. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区別表示しておりません。なお、収益認識会計基準の対象となる取引が少ないことから「契約資産」「契約負債」「顧客との契約から生じた債権」の金額については、重要性に乏しいものとなっております。



■ 主要な経営指標の推移

科 目	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
経 常 収 益 (千円)	1,603,511	1,612,800	1,580,858	1,509,381	1,446,200
経 常 利 益 (千円)	87,061	153,363	203,653	169,979	130,097
当 期 純 利 益 (千円)	50,553	90,055	51,769	102,084	97,746
預 金 積 金 残 高 (百万円)	78,802	79,502	84,601	87,192	89,350
貸 出 金 残 高 (百万円)	54,198	50,254	51,594	50,642	49,614
有 価 証 券 残 高 (百万円)	7,377	7,346	8,225	10,056	9,919
出 資 総 額 (千円)	622,994	612,278	603,475	590,374	584,965
出 資 総 口 数 (千口)	6,229	6,122	6,034	5,903	5,849
出 資 配 当 率 (%)	2	2	2	2	2
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円)	12,314,497	12,154,463	11,963,513	11,756,146	11,640,307
会 員 数 (人)	15,709	15,567	15,543	15,436	15,326
純 資 産 額 (百万円)	5,535	5,514	5,552	5,537	5,402
総 資 産 額 (百万円)	87,298	87,866	92,933	95,628	97,900
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	15.34	15.03	15.36	14.74	15.19
役 員 数 (人)	12	12	12	12	12
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	6	6	6	6	6
職 員 数 (人)	91	84	90	89	88

■ 資金運用勘定・資金調達勘定の主な内訳

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 (%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 勘 定	89,799	92,662	1,324,245	1,245,604	1.47	1.34
う ち 貸 出 金	43,742	43,181	1,199,222	1,141,811	2.74	2.64
う ち 預 け 金	36,615	39,278	32,377	35,790	0.08	0.09
う ち 有 価 証 券	8,995	9,779	83,859	59,089	0.92	0.60
資 金 調 達 勘 定	86,236	89,121	21,543	17,643	0.02	0.01
う ち 預 金 積 金	85,331	87,928	17,821	12,833	0.02	0.01
う ち 借 用 金	905	1,193	3,721	4,810	0.41	0.40

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 受取利息と支払利息の増減分析

[単位 : 千円]

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息			△ 25,948			△ 78,641
う ち 貸 出 金	△ 9,614	△ 39,187	△ 48,802	△ 14,914	△ 42,497	△ 57,411
う ち 預 け 金	1,000	△ 2,882	△ 1,881	1,255	2,157	3,413
う ち 有 価 証 券	10,978	13,757	24,735	8,195	△ 32,695	△ 24,499
支 払 利 息			△ 14,219			△ 3,899
う ち 預 金 積 金	1,170	△ 15,373	△ 14,203	323	△ 5,311	△ 4,988
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 用 金	△ 91	75	△ 16	1,179	△ 90	1,088

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

(注) 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■資金運用収支の状況

[単位：千円・%]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
資金運用収支（資金利益）	1,302,702	1,227,960
役務取引等収支	△ 78,532	△ 76,867
その他業務収支	△ 10,741	1,899
業務粗利益	1,213,428	1,152,992
業務粗利益率	1.35	1.24

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■役務取引等収支の状況

[単位：千円]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
役務取引等収益	125,130	118,390
受入為替手数料	57,245	51,740
その他の受入手数料	67,884	66,649
役務取引等費用	203,663	195,257
支払為替手数料	16,185	12,842
その他の支払手数料	187,477	182,415
役務取引等収支	△ 78,532	△ 76,867

■経費の内訳

[単位：千円]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
人件費	596,807	601,246
物件費	409,120	389,095
税金	51,693	44,644
合計	1,057,622	1,034,986

■総資金利鞘

[単位：%]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
資金運用利回	1.47	1.34
資金調達原価率	1.24	1.17
総資金利鞘	0.23	0.17

■総資産経常利益率・総資産当期純利益率

[単位：%]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
総資産経常利益率	0.17	0.13
総資産当期純利益率	0.10	0.10

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております、また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規で定めております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含む、70百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、基本報酬59百万円、退職慰労金10百万円となっております。

なお、退職慰労金は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

なお、令和4年度は、賞与の支払いはありませんでした。

(注) 3. 使用人兼役員の使用者としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号並びに第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■その他業務収支の状況

[単位：千円]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
その他業務収益	10,477	64,030
国債等債券売却益	—	59,642
国債等債券償還益	14	15
その他業務収益	10,463	4,372
その他業務費用	21,218	62,131
国債等債券売却損	—	451
国債等債券償還損	14,568	60,000
国債等債券償却	—	—
その他業務費用	6,650	1,679
その他業務収支	△ 10,741	1,899

■預貸率

[単位：%]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
預貸率	58.08	55.52
期中平残	51.26	49.11

■業務純益

[単位：千円]

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)
業務純益	206,562	123,749
実質業務純益	160,768	123,749
コア業務純益	175,322	124,542
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	175,322	124,542

(注) 1. 業務純益=業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないことをいいます。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

預金積金

Amashin Disclosure 2023



預金種目別・譲渡性預金平均残高 [単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	37,477	40,369
うち有利息分	35,844	38,542
定期性預金	47,463	47,188
うち固定金利定期預金	43,640	43,743
うち変動金利定期預金	11	11
その他の	389	370
計	85,331	87,928
譲渡性預金	—	—

注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金利種類別残高

[単位：百万円]

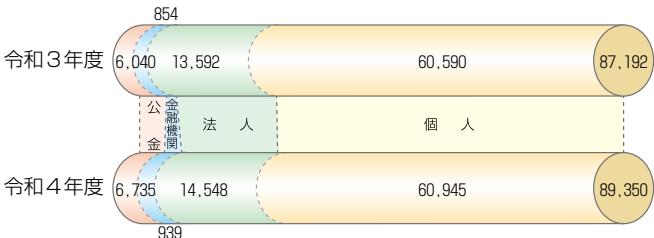
	令和3年度	令和4年度
定期預金	44,221	43,597
固定金利定期預金	44,209	43,585
変動金利定期預金	11	11
その他	—	—

1店舗当たり及び役職員1人当たり預金残高 [単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
1店舗当たり預金残高	5,812	5,956
役職員1人当たり預金残高	917	950

預金者別預金残高

[単位：百万円]

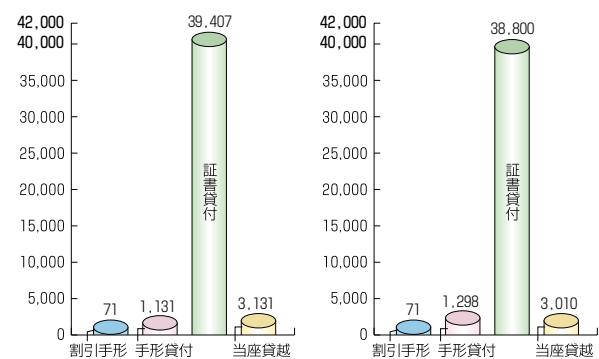


貸出金

貸出金科目別平均残高

[単位：百万円]

□令和3年度／合計43,742 □令和4年度／合計43,181

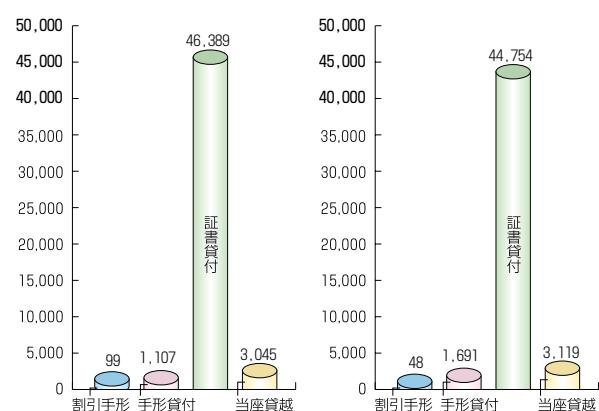


貸出金科目別残高

□令和3年度／合計50,642

[単位：百万円]

□令和4年度／合計49,614



貸出金業種別残高

[単位：先、百万円、%]

	令和3年度			令和4年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	60	1,337	2.64	56	1,483	2.98
農業、林業	60	200	0.39	55	222	0.44
漁業	4	37	0.07	4	30	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	3	546	1.07	3	701	1.41
建設業	129	3,092	6.10	131	3,306	6.66
電気・ガス・熱供給・水道業	1	13	0.02	1	11	0.02
情報通信業	3	70	0.13	1	3	0.00
運輸業、郵便業	17	449	0.88	18	527	1.06
卸売業、小売業	155	3,644	7.19	139	3,414	6.88
金融業、保険業	3	113	0.22	5	245	0.49
不動産業	43	3,212	6.34	47	3,212	6.47
物品貸貸業	2	133	0.26	3	132	0.26
学術研究、専門・技術サービス業	5	110	0.21	6	108	0.21
宿泊業	13	1,213	2.39	14	1,388	2.79
飲食業	67	943	1.86	66	998	2.01
生活関連サービス業、娯楽業	17	459	0.90	17	432	0.87
教育、学習支援業	2	233	0.46	1	220	0.44
医療・福祉	13	847	1.67	13	806	1.62
その他のサービス業	100	3,779	7.46	100	3,325	6.70
小計	697	20,430	40.34	680	20,569	41.45
地方公共団体	14	14,027	27.69	14	13,093	26.38
個人	6,690	16,175	31.93	6,387	15,950	32.14
合計	7,401	50,642	100.00	7,081	49,614	100.00

注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金利種別残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	50,642	49,614
変 動 金 利	22,144	21,934
固 定 金 利	28,497	27,680

■1店舗当たり及び役職員1人当たり貸出金残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
1店舗当たり貸出金残高	3,376	3,307
役職員1人当たりの貸出金残高	533	527

■貸出金の担保種類別内訳

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	855	813
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 动 产	15,634	15,459
そ の 他	—	—
計	16,489	16,272
信用保証協会・信用保険	7,380	7,310
保 証	4,437	4,803
信 用	22,334	21,228
合 計	50,642	49,614

■消費者ローン・住宅ローン残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
消 費 者 ロ ー ン	6,566	6,446
住 宅 ロ ー ン	7,007	6,911
合 計	13,573	13,357

■会員・会員外貸出金残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
会 員 貸 出 金	33,209	33,213
会 員 外 貸 出 金	17,433	16,400

■貸出金資金使途別残高

[単位：百万円、%]

	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	16,488	32.55	18,016	36.31
運 転 資 金	34,153	67.44	31,597	63.68
合 計	50,642	100.00	49,614	100.00

■代理業務貸付残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
信 金 中 央 金 庫	1,116	1,013
日本政策金融公庫（国民生活事業）	144	120
日本政策金融公庫（中小企業事業）	—	—
日本政策金融公庫（農林水産事業）	143	133
住 宅 金 融 支 援 機 構	384	304
福 祉 医 療 機 構（住公併貸）	—	—
福 祉 医 療 機 構	—	—
そ の 他	6	4
合 計	1,794	1,577

■債務保証見返の担保種類別内訳

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 动 产	1,109	1,007
そ の 他	—	—
計	1,109	1,007
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	16	15
保 証	92	96
信 用	—	1
合 計	1,218	1,121



■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)		保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
			担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準する債権	令和3年度	1,838	1,838	846	991	100.00% 100.00%
	令和4年度	1,609	1,609	727	882	100.00% 100.00%
危険債権	令和3年度	2,435	1,986	1,313	673	81.57% 60.00%
	令和4年度	2,318	1,849	1,147	702	79.80% 60.00%
要管理債権	令和3年度	293	161	135	26	55.24% 16.97%
	令和4年度	457	256	234	22	56.03% 9.91%
三月以上延滞債権	令和3年度	22	13	11	2	60.46% 18.79%
	令和4年度	3	2	2	0	84.49% 23.77%
貸出条件緩和債権	令和3年度	270	148	123	24	54.80% 16.83%
	令和4年度	454	253	231	21	55.82% 9.86%
小計(A)	令和3年度	4,567	3,987	2,295	1,691	87.29% 74.46%
	令和4年度	4,385	3,715	2,109	1,606	87.73% 70.59%
正常債権(B)	令和3年度	47,560				
	令和4年度	46,558				
総与信残高(A)+(B)	令和3年度	52,128				
	令和4年度	50,943				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準する債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	208	162	—	208
	令和4年度	162	140	—	162
個別貸倒引当金	令和3年度	1,661	1,665	73	1,588
	令和4年度	1,665	1,584	97	1,567
合計	令和3年度	1,870	1,827	73	1,796
	令和4年度	1,827	1,724	97	1,730

■貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	2	3

有価証券の状況

■有価証券の種類別平均残高

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
国 債	991	1,018
地 方 債	1,703	1,512
社 債	4,580	5,384
株 式	67	113
外 国 証 券	559	999
投 資 信 託	1,093	751
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	8,995	9,779

■公共債の引受額

[単位：百万円]

	令和3年度	令和4年度
国 債	—	—
地 方 債	100	100
政 府 保 証 債	—	—
合 計	100	100

■預証率

[単位：%]

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	11.53	11.10
期 中 平 均 預 証 率	10.54	11.12

■満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

■運用目的の金銭の信託 該当ありません。

■その他の金銭の信託 該当ありません。

■商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません。

■デリバティブ取引 該当ありません。

[単位：百万円]

■売買目的有価証券…該当ありません。

■満期保有目的の債券

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	100	100	0	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	200	200	0
	そ の 他	200	202	2	200	200	0
	小 計	300	302	2	400	401	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	600	572	△ 27	1,000	935	△ 64
	小 計	600	572	△ 27	1,000	935	△ 64
合 計		900	875	△ 24	1,400	1,336	△ 63

注) 1、時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2、上記のその他は、外国証券及び投資信託等です。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

■その他有価証券

[単位：百万円]

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4	2	1	8	7	1
	債 券	4,297	4,184	113	2,251	2,234	17
	国 債	653	604	49	—	—	—
	地 方 債	1,427	1,399	27	1,311	1,299	12
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,216	2,179	36	940	934	5
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	67	57	9	226	221	4
	小 計	4,369	4,245	124	2,487	2,463	23
	株 式	4	4	△ 0	—	—	—
	債 券	3,764	3,817	△ 52	5,440	5,614	△ 173
	国 債	576	597	△ 20	841	892	△ 51
	地 方 債	199	200	△ 0	298	299	△ 1
合 計		9,049	9,040	9	8,413	8,623	△ 210

注) 1、貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2、上記のその他は、外国証券及び投資信託等です。

3、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

[単位：百万円]

	種類	令和3年度		令和4年度	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式		106	106	—	—
信 金 中 央 金 庫 出 資 金		347	347	—	—
合 計		453	453	—	—

■有価証券の残存期間別残高

令和3年度

[単位：百万円]

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計	
								貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	1,230
地 方 債	301	808	510	—	—	—	—	—	1,726
社 債	242	1,325	510	448	2,284	393	—	—	5,205
株 式	—	—	—	—	—	—	—	114	114
外 国 証 券	—	200	100	—	197	400	—	—	897
そ の 他 の 証 券	—	—	127	—	520	—	233	—	881
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和4年度

[単位：百万円]

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計	
								貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	841
地 方 債	401	504	201	—	400	101	—	—	1,610
社 債	252	763	1,027	404	2,717	275	—	—	5,440
株 式	—	—	—	—	—	—	—	115	115
外 国 証 券	100	200	200	100	281	400	—	—	1,282
そ の 他 の 証 券	—	—	78	—	91	155	305	—	629
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—



■単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,322	5,426
うち、出資金及び資本剰余金の額	590	584
うち、利益剰余金の額	4,744	4,852
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	162	140
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	162	140
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,484	5,566
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	16
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	22	31
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	38	48
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	5,446	5,517
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,531	34,000
資産（オン・バランス）項目	△ 150	32,983
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 150	△150
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーナーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 150	△150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	1,130	1,016
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートジャーナーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,395	2,311
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	36,926	36,311
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.74%	15.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	34,531	1,381	34,000	1,360
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	34,069	1,362	33,541	1,341
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体等金融機関向け	30	1	18	0
我が国の政府関係機関向け	20	0	0	0
地方三公社向け	19	0	19	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,611	184	3,814	152
法人等向け	11,147	445	12,099	483
中小企業等向け及び個人向け	9,823	392	9,672	386
抵当権付住宅ローン	513	20	446	17
不動産取得者等向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	2,553	102	2,235	89
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	323	12	322	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	114	4	114	4
出資等のエクスポート	114	4	114	4
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	4,910	196	4,796	191
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポート	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	347	13	347	13
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	420	16	391	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	3,892	155	3,807	152
②証券化エクスポート	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	611	24	608	24
ルック・スル一方式	611	24	608	24
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポート	—	—	—	—
口. オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,395	95	2,311	92
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+口）	36,926	1,477	36,311	1,452

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポート」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーションナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポート区分		信用リスクエクスポート期末残高								三ヵ月以上延滞エクスポート	
地域区分	業種区分	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	内	95,514	97,609	52,120	50,909	8,058	7,884	—	—	4,274	3,860
国 外	外	898	1,284	—	—	898	1,284	—	—	—	—
地 域 別 合 計		96,412	98,893	52,120	50,909	8,957	9,168	—	—	4,274	3,860
製 造 業	業	1,892	2,029	1,397	1,541	495	488	—	—	631	554
農 業	業	333	339	333	339	—	—	—	—	37	45
林 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	業	38	31	38	31	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		563	713	563	713	—	—	—	—	—	—
建 設 業	業	3,299	3,503	3,299	3,503	—	—	—	—	447	428
電気・ガス・熱供給・水道業		511	1,191	13	11	498	1,180	—	—	—	—
情 報 通 信 業	業	478	387	74	4	396	374	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業		879	850	480	556	397	292	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	業	4,724	4,696	4,129	3,815	595	881	—	—	1,323	1,107
金 融・保 険 業	業	32,730	37,444	132	264	1,694	2,472	—	—	19	19
不 动 产 業	業	3,750	3,732	3,452	3,437	298	295	—	—	680	661
物 品 賃 貸 業	業	133	132	133	132	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業		112	109	112	109	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	業	1,306	1,473	1,306	1,473	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	業	1,282	1,314	1,282	1,314	—	—	—	—	342	321
生活関連サービス業・娯楽業		499	467	499	467	—	—	—	—	10	9
教 育、学習支援業		233	220	233	220	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	業	979	917	979	917	—	—	—	—	166	153
そ の 他 の サ ー ビ ス		4,031	3,548	3,931	3,449	100	98	—	—	160	148
国・地方公共団体等		18,520	16,188	14,041	13,105	4,479	3,083	—	—	—	—
個 人		15,684	15,500	15,684	15,500	—	—	—	—	457	411
そ の 他		4,420	4,097	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		96,412	98,893	52,120	50,909	8,957	9,168	—	—	4,274	3,860
1 年 以 下		33,431	35,519	25,579	25,154	552	762	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		24,523	17,437	11,248	11,697	1,883	1,459	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		7,071	6,795	5,036	4,815	1,535	1,427	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		2,498	2,565	2,003	2,061	429	504	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		4,118	5,852	1,638	1,455	2,480	3,397	—	—		
1 0 年 超		4,003	2,619	1,429	502	2,074	1,617	—	—		
期間の定めのないもの		20,764	28,103	5,187	5,225	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		96,412	98,893	52,120	50,909	8,957	9,168	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、繰延税金資産、有形・無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

5. 業種別区分については、令和3年度、令和4年度ともに改定前の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

自己資本の充実の状況

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	208	162	—	208	162
	令和4年度	162	140	—	162	140
個別貸倒引当金	令和3年度	1,661	1,665	73	1,588	1,665
	令和4年度	1,665	1,584	97	1,567	1,584
合 計	令和3年度	1,870	1,827	73	1,796	1,827
	令和4年度	1,827	1,724	97	1,730	1,724

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	217	199	199	167	—	—	217	199	199	167	—	—		
農業	21	16	16	24	—	—	21	16	16	24	—	—		
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	7	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	361	355	355	345	—	6	361	349	355	345	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
卸売・小売業	377	361	361	368	19	67	358	294	361	368	—	—		
金融業、保険業	9	9	9	9	—	—	9	9	9	9	—	—		
不動産業	204	182	182	181	—	—	204	182	182	181	—	—		
各種サービス業	226	347	347	312	0	0	226	347	347	312	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	234	191	191	175	45	23	189	168	191	175	2	3		
合計	1,661	1,665	1,665	1,584	73	97	1,588	1,567	1,665	1,584	2	3		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分については、令和3年度、令和4年度ともに改定前の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。



二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	29,723	—	36,344
10%	—	3,944	—	3,544
20%	299	22,916	4,399	18,680
35%	—	1,468	—	1,277
50%	6,490	316	3,416	418
75%	—	12,638	—	12,318
100%	187	15,863	161	15,925
150%	—	636	—	600
200%	—	—	—	—
250%	100	168	100	156
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計		94,755		97,343

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,178	1,055	497	826	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

オリジネーターに該当する証券化エクスポージャーは取扱っておりません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

自己資本の充実の状況

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	8	8	8	8
非上場株式等	454	454	454	454
合計	463	463	463	463

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	1	1

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	872	625
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

順番	IRRBB 1 : 金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	700	854	—	15
2	下方パラレルシフト	—	—	3	—
3	スティープ化	681	690		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	6	97		
6	短期金利低下				
7	最大値	700	854	3	15
木				へ	
当期末				前期末	
8	自己資本の額		5,517		5,446

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



■定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体	奄美大島信用金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	584百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

さらに、継延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も遞減しており、ほとんど依存しておりません。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定取扱基準」及び「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・

管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ独立行政法人奄美群島振興開発基金、金融機関エクスポートジャーナーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却及び引当金に関する規程」に則った適正な引当金を計上しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

② 証券化エクスポートジャーナーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計及び保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④ 証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーションナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーションナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーションナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、偶発事故リスク（人的リスク、有形資産リスク）、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用す

自己資本の充実の状況

ることとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計及び保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book（※））については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）及び△NII（注2）並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (c) 流動性預金への満期の割り当て（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- (f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。
- (g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
- (h) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
△EVEの最大値は、854百万円(前期末)から154百万円減少し700百万円となりました。なお、△NIIの最大値は、前期末から12百万円減少し3百万円となりました。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果は、監督上の基準に対し、妥当な範囲内に収まっていると考えております。
- (j) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - (a) 金利ショックに関する説明
△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、BPVによる計測をおこなっています。
 - (b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
当金庫では、債券の金利リスクをBPVにより管理しており（100BPV・200BPV）、統合的リスク管理に加え、残高による運用枠の設定や損失限度額を設定し管理することにより健全性の確保に努めています。
また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり金利変動による影響等を定期的に検証しています。

手数料一覧

Amashin Disclosure 2023



手数料体系 (税込)

項目		金額
自動機による振込手数料	店内	5万円未満 55円 5万円以上 110円
	本支店	5万円未満 110円 5万円以上 165円
	他行	5万円未満 385円 5万円以上 550円
	店内	5万円未満 220円 5万円以上 330円
	本支店	5万円未満 220円 5万円以上 440円
	他行	5万円未満 550円 5万円以上 770円
	会員	非会員
	店内	5万円未満 110円 5万円以上 130円
	本支店	5万円未満 220円 5万円以上 440円
	他行	5万円未満 550円 5万円以上 770円
☆視覚障がいをお持ちのお客様が窓口でお振込を行った場合は、6を参照下さい。		
送金手数料		
自動振込サービス(定額自動送金)	本支店	5万円未満 440円 5万円以上 660円
	他行	5万円以上 1,100円
	振込内容変更手数料	660円
	店内	5万円未満 55円 5万円以上 110円
	本支店	5万円未満 110円 5万円以上 220円
	他行	5万円未満 275円 5万円以上 440円
	会員	非会員
	店内	5万円未満 55円 5万円以上 110円
	本支店	5万円未満 110円 5万円以上 220円
	他行	5万円未満 495円 5万円以上 770円
持ち込み時間に間に合わないものは、または送金時間に間に合わないものは、通常の取り扱いを差し控えます。		
注6. 窓口振込手数料		
注7. 送金手数料		

項目		金額
H B 振込	HB基本料	月額 1,100円
	店内	5万円未満 55円 5万円以上 110円
	本支店	5万円未満 110円 5万円以上 165円
	他行	5万円未満 385円 5万円以上 550円
	店内	5万円未満 220円 5万円以上 330円
	本支店	5万円未満 220円 5万円以上 440円
	他行	5万円未満 550円 5万円以上 770円
	TB基本料	年額 1,320円
	店内	5万円未満 110円 5万円以上 130円
	本支店	5万円未満 220円 5万円以上 440円
注8. テレホーリーバック		

項目		金額
再発行手数料	預金通帳	1,100円
	預金証書	1,100円
	出資証券	1,100円
	キャッシュカード	1,100円
	返済予定表	220円
	再発行	紛失、汚損、破損の全てが該当します。
	基本料	年間 66,000円
	会員(会員)	年間
	専用入金帳	1冊 5,500円
	投入割(追加)	実費
注9. 夜間金庫利用手数料		

項目		金額
C D · A T M · 出金利用手数料	自力行ド	平日 08:45~18:00 0円 18:00~20:00 110円 土曜 09:00~20:00 110円 日・祝 09:00~20:00 110円
	他力信一ド	平日 08:45~18:00 0円 18:00~20:00 110円 土曜 09:00~20:00 110円 日・祝 09:00~20:00 110円
	他力業一ド	平日 08:45~18:00 110円 18:00~20:00 220円 土曜 09:00~17:00 220円 日・祝 09:00~17:00 220円
	項目	金額
	自力行ド	平日 08:45~20:00 0円 土曜 09:00~20:00 0円 日・祝 09:00~20:00 0円
	他力信一ド	平日 08:45~18:00 0円 18:00~20:00 110円 土曜 09:00~17:00 0円 日・祝 17:00~20:00 110円
	他力業一ド	平日 08:45~18:00 110円 18:00~20:00 220円 土曜 09:00~17:00 220円 日・祝 09:00~17:00 220円
	両替枚数	窓口 訪問
	1 ~ 49	無料 無料
	50 ~ 200	110円 110円
注10. 代立手数料		

項目		金額
代立手数料	小切手	自店・本支店 注 0円
	他行	注 440円
	手形	自店・本支店 注 440円
	他行	注 440円
	注1. 先日付の小切手の場合は 440円の手数料となります。	
	注2. 取扱いは預金入金のみ	
	電子交換所未加盟組	融機関の手形小切手 1,100円
	店内	660円
	本支店	660円
	他行	660円
注11. 取扱い		

項目		金額
C D · A T M · 入金利用手数料	貸金庫利用手数料	年間 13,200円
	異議申立て金受け手数料	1枚 1,100円
	他行向け地方税取扱手数料	振込手数料適用
	株式払込保管事務手数料	1,100円
	取引明細表・取引履歴明細手数料	3,300円
	(NB集約)による本人交付分	440円 無料
	定期性預金計算書再発行手数料	1枚 220円
	支払利息証明手数料	1枚 220円
	預金	220円
	残高証明書発行手数料	220円 0円
注12. 取扱い		

項目		金額
C D · A T M · 入金利用手数料	自力行ド	平日 08:45~20:00 0円 土曜 09:00~20:00 0円 日・祝 09:00~20:00 0円
	他力信一ド	平日 08:45~18:00 0円 18:00~20:00 110円 土曜 17:00~20:00 110円 日・祝 09:00~17:00 0円
	他力業一ド	平日 08:45~18:00 110円 18:00~20:00 220円 土曜 09:00~17:00 220円 日・祝 09:00~17:00 220円
	両替枚数	窓口 訪問
	1 ~ 49	無料 無料
	50 ~ 200	110円 110円
	201 ~ 300	220円 330円
	301 ~ 400	330円 440円
	401 ~ 500	440円 550円
	501 ~ 600	550円 660円
注13. 取扱い		

取引内容に応じて、集金手数料を受け入れる場合がございます。

融資関係手数料一覧表 (税込)

項目		種類	単位	手数料額
手形貸付・証券貸付 (プロバー・保証協会・開発基金)				
(1)純新規・新規先	調査料	1件	1,100円	
(2)既存先	調査料	1件	1,100円	
(3)預金担保	調査料	1件	1,100円	
住宅ローン	調査料	1件	33,000円	
債務保証・金銭保証 (プロバー・保証協会・開発基金)				
(1)純新規・新規先・既存先	調査料	1件	1,100円	
割引手形 (譲渡担保含む)				
(1)申込調査料 (純新規・既存先)	調査料	1件	1,100円	
(2)但し、1枚増える毎に110円加算	手数料	1枚	110円	
当座貸越 (一般)				
(1)新規設定先	調査料	1件	1,100円	
(2)既存先 (増額・更新等)	調査料	1件	1,100円	
抵当権・根抵当権 (設定・抹消・変更)				
(1)新規担保設定 (但し、営業地域外物件は別途実費)	調査料	1件	11,000円	
(2)追加設定・極度額変更 (担保差替含む)	調査料	1件	11,000円	
(3)担保全部抹消 (抵当権・根抵当権)	調査料	1件	5,500円	
(4)担保一部抹消 (抵当権・根抵当権)	調査料	1件	5,500円	
(5)順位変更・その他の変更	調査料	1件	5,500円	
当金庫印鑑証明書				
印鑑証明書	手数料	1件	実費450円	
交付手数料	手数料	1件	330円	
質権設定手数料 (確定日付手数料)				
公証役場確定費用	手数料	1件	実費70円	
確定日付手数料	手数料	1件	330円	

※利息制限法の「みなし利息」に該当するものについては、利息制限法の上限利率（15.0%）の範囲内でお支払いいただきます。

でんさいネット手数料一覧表 (税込)

(令和5年4月1日現在)

記録請求の種類		インターネット利用	書面利用
発生・譲渡・分割・請求	当金庫宛	440円	1,100円
	他行宛	440円	1,100円
開示	通常開示	無料	無料
	特例開示	5,500円	5,500円
変更	発生記録以外の記録がされていない	440円	880円
	発生記録以外の記録がされている	3,300円	3,300円
保証		440円	880円
支払等		440円	880円
支払不能情報照会			5,500円
パスワード再発行手数料			660円
○ 電子マネーチャージサービス 1回あたり 55円			
○ あましん後見支援預金申込手数料 1口座あたり 11,000円			

取引履歴照会関連手数料 (税込)

(令和5年4月1日現在)

	照会依頼日より10年以内の期間	照会依頼日より10年以前の期間
取引履歴検索	1件あたり440円 ただし出力枚数が20枚を超える場合は超える枚数×55円を付加	1件あたり1力月 440円
解約時期照会	1口座当たり440円 (解約時期が10年以内の場合)	1口座当たり1,100円 (解約時期が10年以上の場合)
月末口座情報照会	一顧客あたり1,100円	1顧客あたり1力月 880円
		※預金債権の消滅時効が10年になっており、他の金融機関も10年を目途に出力の可否を判断していることから、10年を区切りとした手数料体系とする。 ※20枚以上の出力は別途手数料を徴収することとします。(10年内の取引履歴検索時)

店舗一覧等

■店舗及びATM利用時間

令和5年6月30日現在

店舗名	所在地	ATM利用時間
本店	奄美市名瀬幸町4番18号 ☎0997-52-3211	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
徳之島支店	大島郡徳之島町亀津2895番地1 ☎0997-82-1511	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
天城支店	大島郡天城町平土野28番地7 ☎0997-85-3131	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
沖永良部支店	大島郡知名町知名312番地1 ☎0997-93-2033	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
和泊支店	大島郡和泊町和泊581番地 ☎0997-92-1331	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
与論支店	大島郡与論町茶花37番地6 ☎0997-97-3181	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
喜界支店	大島郡喜界町赤連2759番地3 ☎0997-65-1311	平日 8:45~18:00 土曜 9:00~17:00
鹿児島支店	鹿児島市樋之口町3番1号 ☎099-226-3813	平日 8:45~17:30
古田支店	奄美市名瀬古田町16番7号 ☎0997-53-4311	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
長浜支店	奄美市名瀬長浜町12番13号 ☎0997-53-1144	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
永田橋支店	奄美市名瀬永田町11番16号 ☎0997-53-2131	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
笠利支店	奄美市笠利町中金久44番地2 ☎0997-63-2311	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
瀬戸内支店	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江11番地 ☎0997-72-1030	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
あさひ支店	奄美市名瀬有屋町5番地14 ☎0997-53-5700	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
いせん支店	大島郡伊仙町伊仙1838番地6 ☎0997-86-3271	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00

■店舗外キャッシュコーナー [ATM] の設置状況

令和5年6月30日現在

設置場所	所在地	利用時間
奄美市役所	奄美市名瀬幸町25番8号	平日 8:00~20:00 土・日・祝日 8:00~20:00
ビッグⅡ奄美店	大島郡龍郷町字奥間前580番地	平日 10:00~20:00 土・日・祝日 10:00~20:00
大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿3411	平日 9:00~19:00 土・祝日 9:00~19:00
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	平日 9:00~17:00
ニシム夕徳之島店	大島郡徳之島町亀徳2184-81	平日 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
Aコープ和泊店	大島郡和泊町玉城1769-1	平日 9:30~19:30 土・日・祝日 9:30~19:30
与論町役場	大島郡与論町茶花1418-1	平日 9:00~18:00
鹿児島県庁	鹿児島市鴨池新町10番1号	平日 9:00~18:00
コモナートビル出張所	鹿児島市千日町15番24号	平日 8:00~21:00 土・日・祝日 8:00~21:00
JR鹿児島中央駅	鹿児島市中央町1番1号	平日 8:00~21:00 土・日・祝日 8:00~21:00



営業区域と店舗一覧

営業区域

奄美市・龍郷町・瀬戸内町・喜界町・
徳之島町・伊仙町・天城町・和泊町・知名町・
与論町・大和村・宇椙村
以上 奄美群島一円（1市9町2村）
および鹿児島市内

奄美群島

奄美大島 喜界島
徳之島 沖永良部島
与論島

皆様に愛される あましん



① 本店



⑬ 鹿児島支店



⑤ 笠利支店



⑦ 喜界支店



⑥ 瀬戸内支店



⑭ あさひ支店



⑨ 天城支店



⑧ 徳之島支店



③ 永田橋支店



⑪

沖永良部島



与論島

⑫ 与論支店

11 沖永良部支店

世界自然遺産 翔け、奄美は世界へ



ク一坊 ク一ちゃん

(アマミノクロウサギ)

<https://www.amamishinkin.co.jp/>